**シフト制場合**

月ごとに規則を改定することは困難ですので、まずは就業規則において、各シフト勤務の始業時刻と終業時刻、各シフトの組み合わせの考え方、勤務割表の作成手順およびその周知方法等を定めます。それにしたがって、各日ごとの勤務割は、変形期間の開始までに具体的に特定することになります。（昭和63.3.14　基発150号）